

施策の内容

- 取組の柱 1
 - 1 確かな学力の向上
 - 2 豊かな心の育成
 - 3 健やかな体の育成
- 取組の柱 2
 - 1 社会の変化に対応できる能力の育成
 - 2 社会参加の促進
 - 3 職業的自立に向けた能力の育成と就労支援の充実
- 取組の柱 3
 - 1 いじめ、不登校への対策・支援の充実
 - 2 高校中途退学の防止対策と中途退学者への支援の推進
 - 3 ひきこもりの子供・若者への支援の充実
 - 4 ニート等に対する就労支援の強化
- ◎取組の柱 4【重点項目】
 - 1 障害のある子供・若者への支援の充実
 - 2 発達障害のある子供・若者への支援の充実
- 取組の柱 5
 - 1 非行・犯罪防止対策の充実
 - 2 立ち直り相談・支援体制の充実
- ◎取組の柱 6【重点項目】
 - 1 外国人の子供・若者、帰国児童生徒の支援の充実
 - 2 子供・若者の自殺対策の推進
 - 3 性的マイノリティに対する理解の促進
- 取組の柱 7
 - 1 貧困問題を抱える子供・若者支援
 - 2 ひとり親家庭に対する支援や施策の充実
 - 3 子育て家庭に対する支援や施策の充実
- 取組の柱 8
 - 1 家庭の教育力向上のための支援の推進
 - 2 家庭や地域との連携による学校づくりの推進
 - 3 地域の教育力向上のための取組の推進
- 取組の柱 9
 - 1 社会環境浄化対策の推進
 - 2 児童虐待等、子供・若者の被害防止・保護活動の推進
- ◎取組の柱 10【重点項目】
 - 1 インターネットをめぐる適正利用の推進
 - 2 インターネット依存への対応
 - 3 SNS等の利用に起因する被害・加害の防止
- 取組の柱 11
 - 1 地域人材の育成と活動支援の充実
 - 2 専門性の高い人材の養成・確保
- ◎取組の柱 12【重点項目】
 - 1 山梨のよさを実感する教育の推進
 - 2 ふるさとに誇りを持ち、地域で活躍する若者の支援
 - 3 グローバル社会で活躍する人材や科学技術人材の育成

「やまなし子供・若者育成指針」の概要(案)

第3章 子供・若者育成の基本的な考え方

- 1 基本理念

～夢と志を持ち、健やかに成長し、他者と協働しながら、やまなしの未来を切り拓く「子供・若者」を育むために～

 - 全ての子供・若者が健やかに成長し、他者と協働しながら、持続可能な地域社会づくりの主体となることを目指します
 - 様々な困難を乗り越えながら、自立する力を身につけ、やまなしの未来を創造する人材の育成を目指します
 - 県民総ぐるみで全ての子供・若者の健全育成に取り組むことを目指します
- 2 基本目標
 - I 全ての子供・若者の健やかな成長に向けた支援
 - II 困難を有する子供・若者やその家族へのきめ細かな支援
 - III 子供・若者の成長を社会全体で支える環境づくり
 - IV 子供・若者の成長を支える担い手の養成
 - V やまなしの未来を切り拓く子供・若者への応援

第4章 子供・若者育成の施策体系

- 基本目標Ⅰ 全ての子供・若者の健やかな成長に向けた支援
 - 取組の柱 1 基礎的能力である「知・徳・体」の育成
 - 取組の柱 2 社会的・職業的自立に必要な能力の育成
 - 基本目標Ⅱ 困難を有する子供・若者やその家族へのきめ細かな支援
 - 取組の柱 3 いじめ、不登校、高校中退者、ひきこもり、ニート等への支援の充実
 - ◎取組の柱 4 障害のある子供・若者への支援の充実
 - 取組の柱 5 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実
 - ◎取組の柱 6 外国人等、特に配慮が必要な子供・若者への支援の充実
 - 取組の柱 7 貧困等、困難を有する子供・若者やその家族への総合的な支援
 - 基本目標Ⅲ 子供・若者の成長を社会全体で支える環境づくり
 - 取組の柱 8 家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上の推進
 - 取組の柱 9 子供・若者を取り巻く社会環境の健全化の推進
 - ◎取組の柱 10 インターネットの適切な利用に関する取組の推進
 - 基本目標Ⅳ 子供・若者の成長を支える担い手の養成
 - 取組の柱 11 子供・若者の成長を地域で支える担い手の養成
 - 基本目標Ⅴ やまなしの未来を切り拓く子供・若者への応援
 - ◎取組の柱 12 ふるさと山梨のよさを理解し、愛着と誇りを持ち、未来を切り拓く子供・若者育成の推進
- ※ ◎は、今回の指針で重点的に取り組む柱

第1章 指針の策定にあたって

- 1 指針策定の趣旨
 - 子供・若者を巡る今日的課題に適切に対応し、子供・若者が誕生から社会的自立に至るまでの支援施策を総合的かつ体系的に構築し、効果的に推進するために策定する
- 2 指針の位置づけ
 - 県において取り組むべき、子供・若者育成施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針
 - 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく県計画
- 3 指針の性格
 - 県の子供・若者育成の基本理念や、子供・若者自身への期待と、施策の基本的方向を具体的に示す
 - 国の大綱「子供・若者育成支援推進大綱」の趣旨を勘案
- 4 指針の期間
 - 令和2(2020)年度～令和6(2024)年度までの5年間
- 5 対象となる子供・若者の範囲
 - 0歳～おおむね30歳未満までの子供・若者
施策により40歳未満まで



第2章 子供・若者をめぐる現状と課題

- 1 社会環境と子供・若者
 - (1)子供・若者人口の減少
 - (2)少子化・核家族化の進行
 - (3)情報化社会の進展
 - (4)グローバル化の進展
 - (5)持続可能な社会の実現
 - (6)学校と子供・若者
 - (7)子供・若者の社会参加活動
 - (8)若者の就労状況と意識
- 2 困難を有する子供・若者
 - (1)ニート(若年無業者)
 - (2)ひきこもりの子供・若者
 - (3)いじめ、不登校、暴力行為、高校中途退学の状況
 - (4)障害のある子供・若者
 - (5)少年非行の状況
 - (6)子供の貧困の状況
 - (7)外国人児童生徒の状況
 - (8)子供・若者の自殺の状況
 - (9)児童虐待の状況
 - (10)困難を有する子供・若者に関する相談窓口
- 3 家庭・地域と子供・若者
 - (1)家庭における教育力
 - (2)地域における教育力
 - (3)地域における安全・安心



第5章 県民のみなさんへのメッセージ

- (1)子供・若者 (2)保護者 (3)学校(教職員)
- (4)地域 (5)企業

第6章 計画の推進に向けて

- (1)県の推進体制の充実 (2)関係機関等との連携・協働
- (3)計画の進行管理